



日数を増やす是非、は？



A. 障がいのある子どもの自立を妨げない範囲内で、必要かつ十分な日数でなければならないの。

令和4年7月1日に、京都市[利用者負担上限月額](#)の見直しが行われたのね。
それに伴って、京都市が独自で行っていた支給量による料金細分化は廃止されました。

支給量(利用日数)が何日でも利用者負担上限月額が変わらないからといって、利用者や事業所の勝手な判断で自由に支給量を決めたりはできないの。
とりあえず多めに申請しておけばいいよね、ということでもありません。
あくまで[子どもの特徴や保護者のニーズなどに合わせて、本当に必要とされる日数を市町村\(京都市\)が決定します。](#)

[「公費\(税金\)は使われているの？」](#)でもお伝えしていますが、利用者負担額(1割相当)以外の利用料(9割相当)は、すべて公費(=国民の税金)から支払われています。
本当に必要なところに使われるべき大切なお金である、ということを忘れないようにしたいものね。

公費(=税金)の支出を決定する(=支給決定する)のは、利用者でも事業所でもなく、市町村(京都市)なのです。
利用者が申請しても、事業所が意見書を出したとしても、それだけでは支給決定にはなりません。
本当にその人にとって必要かつ十分である、と京都市が判断して初めて、支給が決定されます。

市町村が行う支給決定においては、「障がいの有無にかかわらず、地域の子どもと一緒に育つ機会の確保」も十分に考慮して日数を決めることを大切にしています。
「支援が必要な子」だけをグループ分けして支援するのではなく、[地域](#)の子どもとみんなで育っていくことが大切なの。
だから、子どもの状況によっては、[児童館](#)や[学童](#)などの一般施策の案内をされることもありうることで、一般施策も含めて検討したうえで、必要な日数を決めています。

いま現在「どれだけ支給してもらっても負担する額は同じだから、目一杯支給してもらっておこう」と考える人や事業所もいると思います。
だけど、使えるから、といって目的もなく支給量(利用日数)を増やしていると、これから先に悪影響が出ることも考えられるわ。

[放課後等デイサービス](#)などのサービスは、[子どもの自立を妨げない範囲](#)で提供されなければなりません。

子どもの自立を促し、[育ちのサポート](#)をするのが放課後等デイサービスの[役割](#)であって、過剰なサービスを提供し、一から十まで全てやってあげるとは、“支援”ではないのよ。

収入のことだけを考えると「支給量を増やしてきて」という事業所もあるみたいだけど、本当に子どものことを考えているのかしら？

サービス利用に必要な[受給者証](#)の交付を受けるためには、[サービス利用計画](#)が必要になります。

この計画の内容は、子どもや保護者のニーズによって変わってくるのよ。

[相談支援専門員](#)と、週に何回の利用が必要か、または適当かを相談し、サービス利用計画案を作成してもらうことができます。

また、利用者もしくは保護者がセルフプランを作成して、京都市に申請することもできるのね。

その後、市町村(京都市)の適切な判断のもと、支給量が決定されサービス利用開始、という流れになっているの。

そして、サービスが不要になれば、不必要になった日数分は支給量の手続きを行い“必要な日数に変更”する、または“[受給者証](#)を返納”する、というのが正しい考え方になります。

必要に応じて支給量をこまめに変更するのは、なかなか面倒な作業になってしまうわ。

そのお手伝いをするために相談支援事業所があり、相談支援専門員がいるのね。

適切なサービスの組み合わせや必要な支給量を一緒に考えてくれたり、事業所や[学校](#)とも連携を取りながら、利用者や家族を支えてくれるのよ。

「福祉のサービスというものは、良質かつ適切なものでなければならない」という社会福祉法の理念があります。

その理念に基づいた“良質で適切なサービスを提供する事業所”でありたいし、“良質で適切なサービスを受ける利用者”でありたいものですね。

[《MENU》](#)

[《発達支援に関する日本語の用語って？》](#)

[《なぜ同性介助は必要なの？》](#)

2022-09-20 掲載